

特別活動の指導にあたっての教師の役割について

中島 洋*・関谷 融**

*長崎県立大学特任教授 **長崎県立大学国際社会学部

About the teacher's role in case of the guidance of an special activities.

Hiroshi NAKASHIMA* and Toru SEKIYA**

概要

平成21年の『高等学校学習指導要領』（以下、『指導要領』と略）⁽¹⁾では「特別活動」の指導にあたっての教師の役割り及び留意点は『指導要領』にではなく、『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』（以下、『解説』と略）⁽²⁾において触れられている。そこで本論文ではまず『解説』を繙いて記述内容と構造を確認したうえで、長崎県の現場ではこれにどのように対応したかをみた。後者については、改訂を受けてその翌年度に実施された「高等学校初任者研修・若手研修」の実際を示すが、本論文の執筆者である中島らが構成し編纂した『手引書』⁽³⁾をその典拠とした。

キーワード：特別活動、学習指導要領、教師の役割、職務研修

I. 『解説』にみる特別活動の指導にあたっての教師の役割り及び留意点

周知のように、平成20年1月の『中央教育審議会答申』⁽⁴⁾において学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示され、それを踏まえて平成21年に高等学校の『指導要領』が改訂された。ところで『答申』の中では、特別活動の改善の具体的事項について次のように示されている。

(ii) 改善の具体的事項⑮ 特別活動

(ア) ホームルーム活動については、①ホームルームや学校の生活づくり、②適応と成長及び健康安全、③学業と進路の三つの内容から構成することとする。その際、自らよりよ

い学校生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、社会的自立を主体的に進める観点から、集団や社会の一員として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、人間形成や将来設計といった人間としての在り方生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。

また、学校生活への適応や社会的自立の重要性に鑑み、ガイダンスの充実を図る。

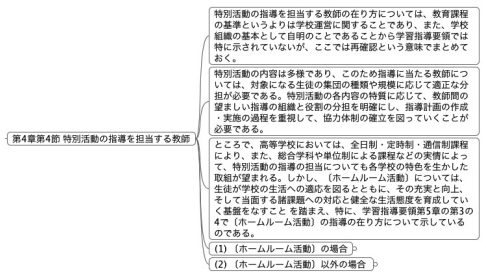
(イ) 生徒会活動については、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視するとともに、さらに、地域の大人や社会とのかかわりを深める社会貢献活動を重視する観点から、具体的な内容を

示す。

(ウ) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、社会的自立や社会貢献を念頭に置いた体験活動、実社会の中で共に生きること働くことの意義と尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承、創造に寄与する視点をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、奉仕体験、就業体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。

ところで、平成21年の『指導要領』の改訂はこれらを踏まえたものであったが、「特別活動」の指導にあたっての教師の役割及び留意点は『指導要領』ではなく、『解説』において触れられている。そこで本論文ではまず『解説』を繙いて記述内容と構造を確認したうえで、長崎県の現場ではこれにどのように対応したかをみることにした。後者については、改訂を受けてその翌年度に実施された「高等学校初任者研修・若手研修」の実際を示す、本論文の執筆者である中島が中心的に構成し編纂した『手引書』をその題材とした。

上述のとおり、特別活動の指導にあたっての教師の役割及び留意点は、『解説 特別活動』の第4章第4節「特別活動の指導を担当する教師」で以下の構造によって述べられている。



【図①：第4章第4節の構造】

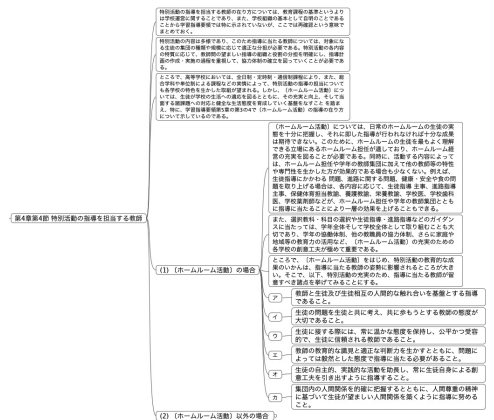
特別活動の指導を担当する教師の在り方については、教育課程の基準というよりは学校運営に関することであり、また、学校組織の

基本として自明のことであることから学習指導要領では特に示されていないが、ここでは再確認という意味でまとめておく。

特別活動の内容は多様であり、このため指導に当たる教師については、対象になる生徒の集団の種類や規模に応じて適正な分担が必要である。特別活動の各内容の特質に応じて、教師間の望ましい指導の組織と役割の分担を明確にし、指導計画の作成・実施の過程を重視して、協力体制の確立を図っていくことが必要である。

ところで、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程により、また、総合学科や単位制による課程などの実情によって、特別活動の指導の担当についても各学校の特色を生かした取組が望まれる。しかし、〔ホームルーム活動〕については、生徒が学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、そして当面する諸課題への対応と健全な生活態度を育成していく基盤をなすことを踏まえ、特に、『指導要領』第5章の第3の4で〔ホームルーム活動〕の指導の在り方について示しているのである。(5)

(1) [ホームルーム活動] の場合



【図②：第4章第4節の(1)】

〔ホームルーム活動〕については、日常のホームルームの生徒の実態を十分に把握し、それに即した指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このために、ホームルー

ムの生徒を最もよく理解できる立場にあるホームルーム担任が適しており、ホームルーム経営の充実を図ることが必要である。同時に、活動する内容によっては、ホームルーム担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。例えば、生徒指導にかかわる問題、進路に関する問題、健康・安全や食の問題を取り上げる場合は、各内容に応じて、生徒指導主事、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などが、ホームルーム担任や学年の教師集団とともに指導に当たることにより一層の効果を上げることもできる。

また、選択教科・科目の選択や生徒指導・進路指導などのガイダンスに当たっては、学年全体そして学校全体として取り組むことも大切であり、学年の協働体制、他の教職員の協力体制、さらに家庭や地域等の教育力の活用など、〔ホームルーム活動〕の充実のための各学校の創意工夫が極めて重要である。

ところで、〔ホームルーム活動〕をはじめ、特別活動の教育的な成果のいかんは、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが大きい。そこで、以下、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき諸点を挙げてみることにする。

ア 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であること。

イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。

ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること。

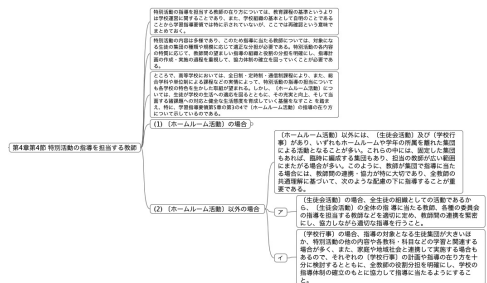
エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があること。

オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること。

カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望

ましい人間関係を築くように指導に努めること。

(2)〔ホームルーム活動〕以外の場合



【図③】：第4章第4節の(2)

〔ホームルーム活動〕以外には、〔生徒会活動〕及び〔学校行事〕があり、いずれもホームルームや学年の所属を離れた集団による活動となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれば、臨時に編成する集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、教師間の連携・協力が特に大切であり、全教師の共通理解に基づいて、次のような配慮の下に指導することが重要である。

ア〔生徒会活動〕の場合、全生徒の組織としての活動であるから、〔生徒会活動〕の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこと。

イ〔学校行事〕の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科・科目などの学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの〔学校行事〕の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにすること。

以下に、中学校と高校の〔学校行事〕と〔学級活動とホームルーム活動〕との違いを確認

するために比較対照表を示す。なお、〔生徒会活動〕は中学校と高校とも全く同じなので割愛する。

〔学校行事〕

中学校	高等学校
<p>全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</p> <p>(2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得<small>たくわ</small>、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>	<p>全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</p> <p>(2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得<small>たくわ</small>、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>

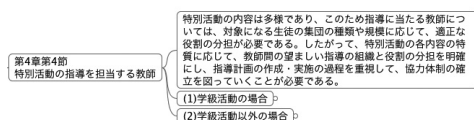
【図④：中高比較 学校行事】

〔学級活動とホームルーム活動〕

中学校(学級活動)	高等学校(ホームルーム活動)
<p>学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) 学級や学校の生活づくり</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理</p> <p>ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 適応と成長及び健康安全</p> <p>ア 思春期の不安や悩みとその解決</p> <p>イ 自己及び他者の個性の理解と尊重</p> <p>ウ 社会の一員としての自覚と責任</p> <p>エ 男女相互の理解と協力</p> <p>オ 望ましい人間関係の確立</p> <p>カ ボランティア活動の意義の理解と参加</p> <p>キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成</p> <p>ク 性的な発達への適応</p> <p>ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p> <p>(3) 学業と進路</p> <p>ア 学ぶことと働くことの意義の理解</p> <p>イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用</p> <p>ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用</p> <p>エ 望ましい勤労観・職業観の形成</p> <p>オ 主体的な進路の選択と将来設計</p>	<p>学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) ホームルームや学校の生活づくり</p> <p>ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動</p> <p>ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 適応と成長及び健康安全</p> <p>ア 青年期の悩みや課題とその解決</p> <p>イ 自己及び他者の個性の理解と尊重</p> <p>ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任</p> <p>エ 男女相互の理解と協力</p> <p>オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立</p> <p>カ ボランティア活動の意義の理解と参画</p> <p>キ 国際理解と国際交流</p> <p>ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>(3) 学業と進路</p> <p>ア 学ぶことと働くことの意義の理解</p> <p>イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用</p> <p>ウ 教科・科目の適切な選択</p> <p>エ 進路適性の理解と進路情報の活用</p> <p>オ 望ましい勤労観・職業観の確立</p> <p>カ 主体的な進路の選択決定と将来設計</p>

【図⑤：中高比較 学級活動とHR活動】

※参考 『中学校学習指導要領解説 特別活動編』⁽⁶⁾



【図⑥：中学校 第4章第4節の構造】

特別活動の内容は多様であり、このため指導に当たる教師については、対象になる生徒の集団の種類や規模に応じて、適正な役割の分担が必要である。したがって、特別活動の各内容の特質に応じて、教師間の望ましい指導の組織と役割の分担を明確にし、指導計画の作成・実施の過程を重視して、協力体制の

確立を図っていくことが必要である。

(1) 学級活動の場合



【図⑦：中学校 第4章第4節の(1)】

学級活動については、日常の学級の生徒の実態を十分に把握し、それに即した指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このために、指導に当たっては、学級の生徒を最もよく理解できる立場にある学級担任が適しており、学級経営の充実を図る観点から、適切な学級活動を実施することが重要である。同時に、活動する内容によっては、学級担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。例えば、生徒指導に関わる問題、進路に関する問題、健康・安全や食の問題を取り上げる場合は、各内容に応じて、生徒指導主事、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などが、学級担任や学年の他の教師とともに指導に当たることにより一層の効果をあげることもできる。

また、学習指導や生徒指導・進路指導などのガイダンスに当たっては、学年全体そして学校全体として、共通に取り組むことも大切であり、学年の協働体制、他の教職員の協力体制、さらに家庭や地域等の教育力の活用など、学級活動の充実のための各学校の創意工夫が極めて重要である。

学級活動をはじめ、特別活動の教育的な成果のいかんは、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが極めて大きい。そこで、以下、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき諸点を挙げてみることにする。

ア 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であること。

イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。

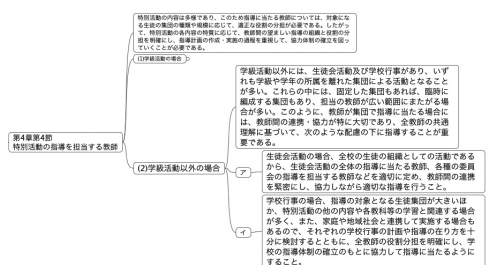
ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること。

エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があること。

オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること。

カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること。

(2) 学級活動以外の場合



【図⑧：中学校 第4章第4節の(2)】

学級活動以外には、生徒会活動及び学校行事があり、いずれも学級や学年の所属を離れた集団による活動となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれば、臨時に編成される集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、教師間の連携・協力が特に大切であり、全教師の共通理解に

基づいて、次のような配慮の下に指導することが重要である。

ア 生徒会活動の場合、全校の生徒の組織としての活動であるから、生徒会活動の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこと。

イ 学校行事の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科等の学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの学校行事の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにすること。

Ⅱ. 長崎県の対応

上記『解説』に示された教師の役割り及び留意点に対応して、長崎県教育委員会でも教職員に対して、改訂翌年度から「高等学校初任者研修・若手研修」で特別活動の指導にあたっての研修を実施している。その内容は以下に示す『手引書』の記述に即したものである。

1 特別活動

今日の学校教育は全人的な人間形成の過程として位置付けられ、一人一人の生徒の知、徳、体の調和を図り、日々急激に変化していく社会に対応して心豊かにたくましく生きる、心身ともに健康な国民を育成していくことが求められている。

長崎県教育委員会では、各教科の指導だけではなく、教育的に価値が認められる様々な体験活動を積極的に取り入れ、教育課程の中に位置付けるよう現場教員に対して指導を行っている。

(1) 特別活動の目標

特別活動の目標は、学習指導要領第5章の第1「目標」に次のように示されている。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

①「望ましい集団活動を通して」の部分は、特別活動の性格を明確にするため、冒頭に特別活動の特質及び方法原理を示したものである。したがって、教師の適切な指導の下に、常に望ましい集団活動を通して、自主的、実践的な活動をさせていくことが大切である。

②「心身の調和のとれた発達」の部分は、一人一人の生徒が様々な集団活動を自主的、実践的に行うことによって、心身の調和のとれた発達を図ることを示している。

③「個性の伸長」の部分は、一人一人の生徒が様々な集団活動を通して自分の個性を発見し、理解し、一人一人のよさや可能性を伸ばしていくことを示しているものである。したがって教師は、集団活動の中で生徒一人一人の個性を発見し、客観的に理解するとともに、生徒自らが自分の個性を発見し、理解し、伸長できるよう指導、支援をしていかなければならない。また、集団活動を通じた人間的な触れ合いの中で、生徒が相互にそれぞれの個性を発見・理解しあうことができるよう指導していくことも必要である。

④「集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする」の部分は、社会性の育成について示したものである。生徒が互いに個人の特性を認め合い、その特性に応じて集団活動での自分の役割や責任を果たす過程で社会性が培われていく。したがって、教師は、このような望ましい集団活動を行うのに必要な知識、技能、態度について指導することが大切である。

⑤「自主的、実践的な態度を育てる」の部分は、特別活動の様々な活動を通して育成しようとする望ましい態度が示されている。

⑥「人間としての在り方生き方についての自覚」の部分は、自己の判断力や価値観を養い、

主体的に物事を選択決定し、責任ある行動をすることができるよう指導・援助することを求めている。

⑦「自己を生かす能力」の部分、自分の個性や能力・適性等を十分に理解し、創造的に発展・伸長させることにより、充実した生活を送ることができるような自己実現を求めている。

特別活動には、本来、生徒が互いに人間的に触れ合い、協力し合い、認め合うような場面が数多くある。そこで、教師は、こうした集団活動の中で、一人一人の生徒が切磋琢磨しながら自主的、実践的な態度を高めることができるよう、十分配慮することが大切である。

(2) 特別活動の三つの内容とその目標

ホームルーム活動

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

(1) ホームルームや学校の生活づくり (2) 適応と成長及び健康安全 (3) 学業と進路

生徒会活動

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 生徒の諸活動についての連絡調整 (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動など社会参加

学校行事

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安

全・体育的行事 (4) 旅行・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事

(3) 特別活動の基本的な性格

特別活動の基本的な性格として、「学習指導要領解説～特別活動編～」では、次の点をあげている。

①たくましく生きる力を育成するため、学校における集団活動や体験的な活動の一層の充実を図ること。

②中学校との円滑な接続や高等学校卒業後の進路との接続も視野に入れつつ、高校生の発達段階を踏まえた指導の充実を図ること。また、現実から逃避したり、今の自分さえよければいいといった「閉じた個」ではなく、他者、社会、自然などの環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った「開かれた個」として成長していく態度を身に付けさせることが大切である。

(4) 特別活動の教育的意義

特別活動の教育的意義として、「学習指導要領解説～特別活動編～」では、次の点があげられている。

①集団活動を特質とする

一人一人の生徒が様々な集団に所属して活動することによって、生徒の人間関係も多様になり、生活経験も豊富になるなど、他の教育内容とは異なる意義があり、また、活動を通して所属する集団の充実向上に努めようとする態度等も養われる。

②実践的活動を特質とする。(なすことによって学ぶ)

ア 集団や社会の一員として、なすことによって学ぶ活動を通して、自主的、実践的な態度を身に付ける活動である。(全人的な人間形成を図る)

イ 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする活動である。

ウ 生徒の個性や能力の伸長、協力の精神などの育成を図る活動である。

エ 各教科、道徳、総合的な学習の時間など

の学習に対して、興味や関心を高める活動である。また、逆に、各教科等で培われた能力などが総合・発展される活動でもある。才知、徳、体の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図る活動である。

(5) 特別活動の内容相互の関連

特別活動の三つの内容は、それぞれが固有の価値を持ち、集団の単位、活動の形態や方法、時間の設定など異なる面もある。しかし、教育的効果や豊かさを高めるためそれぞれが密接に関連して特別活動を充実させる必要がある。そのため、3年間を見通した学校としての特別活動の全体計画、各活動、学校行事ごとの年間指導計画を立てておくことが必要である。

したがって、これらの基本的な性格を十分理解して計画を立て、効果的な生徒の活動が展開されるよう配慮していくことが大切である。

2 ホームルーム活動

(1) ホームルーム活動とは

学習指導要領では、ホームルーム活動の目標について次のように示されている。

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

ホームルームは、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成された単位組織である。ここでは、ホームルームとしての固有の生徒の活動が行われる。また、学校における進路指導を含む生徒指導を進めるための基礎的な場として最も適しており、生徒が心理的に最も安定して帰属できる「心の居場所」としての意義も大きいものがある。親密な人間関係に基づく家庭的な雰囲気の中で行われるホームルーム活動は、ホームルームや学校での集団生活上の問題や個々の生徒が当面する諸課題などを、自主的に解決し処理していく

ような活動を行うとともに、それらの活動を通して、ホームルームや学校生活への適応と、その充実・向上を図り、健全な生活態度を身に付け他者と共生しながら自己実現を図っていく活動とすることができる。

このようなホームルームにおける集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校でのよりよい生活づくりに参画し、ホームルームや学校生活にかかわる諸問題や、生徒自身の発達の課題に即したさまざまな課題を解決しつつ、社会的に自立しようとする自主的、実践的な態度を育成することがホームルーム活動の目標である。

ホームルーム活動の内容としては、次の3点が示されている。

(1) ホームルームや学校の生活づくり (2)

適応と成長及び健康安全 (3) 学業と進路

(2) ホームルーム活動の特質

①ホームルームを単位として行われる自主的、実践的な活動である

ホームルーム活動は、具体的な活動のねらいに沿って展開される生徒の自主的、実践的な活動である。そのためには、可能な限り生徒自らの発案、創意を大切に、活動計画の作成や実践を進めていくことがホームルーム活動の特質である。

②ホームルームを場として、ホームルームや学校の生活への適応を図る活動である

ホームルーム活動は、学校での基礎的な生活の場であるホームルームにおいて、豊かな人間関係を築き学校生活への意欲を高めるなど、ホームルームや学校への適応を図る活動でもある。

特に入学当初においては、個々の生徒が、新しい学校生活に適応できるよう十分に配慮し、「心の居場所」としてのホームルームづくりに心掛けることが大切である。

③ホームルーム生活を基盤に、集団や社会の一員としての望ましい資質や能力・態度を育てる活動である

ホームルーム活動は、ホームルームを単位

として、生徒がホームルームや学校生活における様々な生活上の諸問題を適切に解決しながら、共に楽しく豊かな共同生活を築くための活動を計画し、実践していく活動である。

④当面する諸課題の解決を通して生徒自らが自己指導能力を養う活動である

生徒一人一人は、日常のホームルーム生活において、様々な不安や悩みを抱えている。その意味で、ホームルーム担任は日々の教育活動において個々の生徒の理解を十分深めるとともに、学業上の問題、発達上の課題、青年前期の生徒に共通する心身の悩みや不安などについて、生徒相互の協力や教師の援助によって、積極的にその解決を図っていく必要がある。このための場としてのホームルーム活動は、生徒指導の基本的な考え方にに基づき、生徒の自己指導能力を育てるという大きな役割を持っている。

⑤特別活動における人間としての生き方に関する指導が行われる中心的な場である

特別活動の究極的な目標は、自主的、実践的な態度の育成と、人間としての生き方の自覚を深めて自己を生かす能力を養うことである。ホームルーム活動は、この目標実現のための中心的な指導の場としての大きな特質を持っている。

⑥生徒指導の全機能が補充、深化、統合される場である

生徒指導は、学校の教育活動の全体を通じて行われますが、ホームルーム活動の時間は、生徒指導が中心に行われる場である。

ホームルーム活動においては、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係のなかで、諸課題の解決に取り組む生徒の自主的、実践的な活動に対する教師の指導・援助を通して、生徒指導の機能が充実、深化、統合されることに留意しなければならない。

(3) ホームルーム活動指導上の留意点

ホームルーム活動における内容の取扱いについて学習指導要領「特別活動」の第3の2の(1)で、次のように示されている。

2 (1)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

①ホームルーム内のまとまりの度合いや生徒が協力して問題を解決する能力など、ホームルームの実態や生徒の発達段階等に応じるとともに、生徒が当面している諸問題の内容を十分に検討することによって指導内容の重点化を図るようにすること。

②ホームルーム内の人間関係や個人の不安や悩み、生徒の実態等を十分に把握すること。

③ホームルーム内に望ましい集団や人間関係を築き上げていく生徒の自主的な活動を助長するため、生徒一人一人の個性の伸長を図り、自己を生かす能力や態度を高めていくようガイダンスなど指導・援助の在り方を工夫すること。

④3年間を見通した内容の取扱いに留意するとともに、ホームルーム活動の活動内容相互の関連を図った指導に配慮すること。また、ホームルーム活動と、生徒会活動及び学校行事との関連にも留意し、それぞれの活動が、その特質を生かして進められるとともに、相互の内容の充実に結びつくよう内容の適時性や適切な扱いに留意すること。

⑤ホームルームの成員の意思を相互に尊重し合いながら、きまりや活動計画などを作り、それに基づいてみんなが協力し、目標を達成していけるような生徒自身による活動を、できるだけ多く体験させるようにするとともに、活動の展開に際しても、個々の生徒が生かされる望ましい集団活動が行われるよう常に配慮することや、必要に応じて議長や司会者に的確な助言をするなど、教師の適切な指導や援助が必要である。

3 生徒会活動

学習指導要領では、生徒会活動の内容について次のように示されている。

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

(1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 生徒の諸活動についての連絡調整 (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動などの社会参加

学校の全生徒が生徒会に所属し、生徒一人一人が、積極的に活動に参加することにより、学校における共同生活を楽しく充実したものにす。また、自発的、自治的な活動を通して、自主的、実践的な態度を身に付けさせ、個性の伸長を図ることを目的としている。生徒会の組織や活動は、各学校の実情に即して行われるので、その内容についても学校により相違がありうるが、一般的には、その名称は異なっても、おおむね生徒会役員会活動、各種の委員会活動、集会活動の三つに大別できる。これらの活動は、どれも教師の適切な指導の下に、生徒の自発的・自治的な活動として展開されなくてはならないものである。

「なすことよって学ぶ」体験学習を重視し、結果よりも過程を大切にしたい。

(1) 生徒会活動指導上の留意点

生徒会活動の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

①教師の適切な指導の下に、生徒が主体的に考え、判断し、自主的に実践し、更に活動の結果についても自ら評価し、生徒会活動全体の充実や改善・向上を図ることができるようになること。このため、生徒会の各組織が活動計画を作成する際には、各ホームルームなどの意見を十分に取り入れるようにすること。

②生徒会の組織は、学校や生徒の実態に即して適切に定めるようにし、生徒総会や各種の委員会などにおける諸活動が有機的な関連を持って行われるようにすること。また、生徒会組織の健全な運営を図り、個々の生徒の持つ考えや意見を十分に反映するとともに、学

校生活を楽しく規律正しいものにし、望ましい校風を築き、社会参画への意識が高められる活動となるようにすること。

③生徒会活動においては、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒に生徒会組織の一員としての自覚を持たせ、中学校での生徒会活動で身に付けた態度や能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすること。また、活動内容・範囲が広いので、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営すること。

④活動の計画や内容は、生徒会の会報や生徒会だよりの発行、校内放送や掲示板の活用などの広報活動を通して、常に全校生徒に周知するとともに、新入生に対して、生徒会活動への理解を深める機会を設けるなど、生徒会活動についての関心や意識を高めるように工夫すること。また、地域に対して自分たちの活動を知らせるような工夫も望まれる。

⑤全校、学年又は学科等の集会活動を計画する際には、各ホームルームの意見や希望を尊重するとともに、その実施に当たっては、生徒それぞれの役割を分担するとともに、参加する生徒に集会のねらいを明確に示し、協力し合って望ましい集団活動が進められるようにすること。

⑥生徒会役員会や各種の委員会等における活動目標の設定や活動計画の作成、実施方法の決定などが、生徒の自発的、自治的な活動として適正に行われるよう適切な指導・援助を行うこと。

⑦生徒会活動のねらいが達成できるよう、生徒会活動と、ホームルーム活動及び学校行事等との関連を十分に図るようにすること。

⑧教職員の協力体制を確立するとともに、活動内容に応じて、積極的に家庭や地域との交流が進められるよう適切に指導すること。また、学校外の活動等については、生徒の安全配慮に十分留意すること。

4 学校行事

学習指導要領では、学校行事の目的について、次のように示されている。

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校行事は、生徒にとって、毎日の恒常的な日課の中で、ともすれば単調になりがちな学校生活に望ましい秩序と変化を与え、区切りを付けるものである。また、日々の学習活動の成果を生かした総合的で体験的な学習の場であり、学年や全校的な範囲での好ましい人間関係づくりや教師との心の触れ合いの場でもある。

生徒は、学校行事を通して、ホームルームを中心とした平常の学習では得られない多様な経験をすることにより、学校生活への魅力を感じ、学校生活に適應していくことにもなる。

(1) 学校行事の内容

「高等学校学習指導要領解説～特別活動編～」に、次の五つの種類と具体的な活動内容が示されている。

①儀式的行事…入学式、卒業式、始業式、終業式、新任式、離任式等

②文化的行事…文化祭、学習発表会、展覧会、講演会、各種コンクール、音楽会、映画会、弁論大会等

③健康安全・体育的行事…健康診断、避難訓練、交通安全指導、体育大会、各種競技大会

④旅行・集団宿泊の行事…遠足、修学旅行、移動教室、集団宿泊、野外活動等

⑤勤労生産・奉仕的行事…職場見学・訪問、美化活動、ボランティア活動等

なお、それぞれの行事については、種類ごとに精選し、学校の創意工夫を生かして実施することとされている。

(2) 学校行事の指導上の留意点

学校行事の指導に際しては、ゆとりを持ち、しかも充実した活動とするために、次の事項

に留意することも必要である。

①実施する行事のねらいを明確にし、その意義を理解させ、綿密な計画の下に、積極的、実践的な活動の意欲を育成すること。

②学校行事においては生徒の健康や安全を考慮し、特に過重な負担がかからないようにすること。

③教師の指導の下に、生徒の創意をできるだけ生かすとともに、秩序やルールを守り品位のある活動によって校風が高められるようにすること。

④生徒一人一人が集団の中での人間的な触れ合いを深め、個性を發揮して積極的に活動できるように、活動の場や機会を豊富にすること。また、個々の生徒の特性等を配慮した役割分担にも留意すること。

⑤学校行事の計画、準備、実施、その評価などの各過程において、生徒会活動などとの関連を図りつつ、生徒にとって可能な範囲で自主的な活動を行わせ、個々の生徒に積極的な活動を促し、自主的な協力の気風を養うこと。

⑥個々の行事の特質に応じて家庭や地域社会との連携を深めながら、学校の特色や創意を生かした行事を工夫すること。

注

(1) 文部科学省『高等学校学習指導要領』平成21年3月

(2) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説特別活動編』平成21年7月

(3) 長崎県教育委員会『高等学校初任者研修・若手教職員研修の手引書(平成22年度版)』

(4) 『中央教育審議会答申』平成20年1月

(5) 第3指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・

科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

(4) 〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自主的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

(2) 〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図

るとともに、入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、〔ホームルーム活動〕については、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

(3) 〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

(4) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

4 〔ホームルーム活動〕については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ることとする。

(6) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』平成29年7月

